

## 建築設計業務委託特記仕様書

### I 業務概要

#### 1 業務名称

広島大学本部跡地における平和に関する「知の拠点」の整備に伴う基本・実施設計業務

#### 2 委託期間

契約締結日から令和 8 年 11 月 30 日まで

#### 3 計画施設概要及び設計と条件

「平和に関する『知の拠点』の整備に係る基本計画～広島大学旧理学部 1 号館の保存・活用～」及び「広島大学本部跡地における平和に関する「知の拠点」の整備に係る設計条件等」による。

#### 4 適用範囲

広島大学本部跡地における平和に関する「知の拠点」の整備に伴う基本・実施設計業務のうち、建築設計（建築の意匠及び構造、電気設備、機械設備の基本設計、実施設計及び積算をいう。）に係る業務に適用する。

### II 業務仕様

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載されていない事項は、「建築設計業務委託共通仕様書」（広島市都市整備局）による。

#### 1 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項の中で、○印の付いたものを適用する。・印は適用しない。見え消しをしている部分は適用しない。

#### 2 管理技術者

(1) 管理技術者は、開札日の前日以前から受注者（設計共同体の場合は、代表構成員に限る。）と雇用関係がある者とし、資格要件は次による。

○建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士

・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による建築設備士

・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による建築設備士または建築設備工事設計業務に係る実務経験を 10 年以上有する者

(2) プロポーザル方式により業務を受注した場合は、技術提案書における総括責任者が、管理技術者となる。

#### 3 照査技術者

○委託契約約款第 15 条の照査技術者（開札日の前日以前から受注者（設計共同体の場合は、代表構成員に限る。）と雇用関係がある者に限る。）の配置は必要とし、資格要件は次による。

○建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士

・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による建築設備士

・資格要件は不要

・委託契約約款第 15 条の照査技術者の配置は、不要とする。

#### 4 担当技術者

(1) 次の担当技術者の配置を必要とする。

- 建築（総合）
- 建築（構造）
- 電気設備
- 機械設備

注 1) 担当技術者の分担業務分野ごとの業務内容は次表による。

分担業務分野	業務内容
建築（総合）	建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造、設備に関する設計を取りまとめる設計
建築（構造）	建築物の構造に関する設計
電気設備	建築物の電気設備などに関する設計
機械設備	建築物の給排水設備、空調換気設備などに関する設計

- ・建築（総合）の分担業務分野を担当する担当技術者は、開札日の前日以前から受注者と雇用関係がある者とする。
- ・建築（総合）の分担業務分野を担当する担当技術者の資格要件は次による。
  - ・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士
  - ・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による建築設備士
  - ・資格要件は不要
- ZEBに係る担当者として、ZEBプランナーを配置すること。  
また、ZEBプランナーは登録種別：「設計」、対応可能な建物用途「事務所等」であること。
- ・アスベスト調査に係る担当者として、一般又は特定建築物石綿含有建材調査者を配置すること。
- 建築（総合）及び建築（構造）の分担業務分野を再委託しないこと。

(2) 次の担当技術者は兼務できるものとする。

- ・~~建築（総合）及び建築（構造）~~
- ・~~電気設備及び機械設備~~

(3) 各担当技術者は次の技術者を兼務できるものとする。

- ・~~管理技術者~~
- ・~~照査技術者~~

#### 5 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

- ア 基本設計
  - 建築（総合）基本設計
  - 建築（構造）基本設計
  - 電気設備基本設計
  - 機械設備基本設計
- イ 実施設計
  - 建築（総合）実施設計（設計意図の伝達業務を除く。）
  - 建築（構造）実施設計（設計意図の伝達業務を除く。）
  - 電気設備実施設計（設計意図の伝達業務を除く。）
  - 機械設備実施設計（設計意図の伝達業務を除く。）
- ウ その他（上記「イ 実施設計」の過程で作成した資料を成果品として整理する。）
  - コスト縮減の検討  
本業務の中でコスト縮減資料を作成する必要が生じた場合は、調査職員と協議し、次の事項について取りまとめを行う。
    - ①コスト縮減対策（建設コスト、時間的コスト、ライフサイクルコスト等）として有効なものとして選択した事項（コスト縮減提案）
    - ②品質向上に配慮した事項（施設の長寿命化、維持管理の推進、環境負荷低減等）

◎仮設計画図の作成

概略工事工程表に対応した仮設計画図を作成する。

なお、各工程における仮設計画の検討に当たっては、通学路等を調査のうえ、特に資機材搬入出や揚重作業の施工性について慎重に検討すること。また、建設作業に伴い発生する騒音、振動及び粉塵等、工事ヤード外への影響を最小限にするための検討を行うこと。

◎アスベスト成形板等の図示

調査職員が指示する内容について、該当図にアスベスト含有材の使用範囲を図示する。(既存建築物の仕上塗材アスベスト含有調査に関しては、別途業務において実施)

◎設計説明書の作成(基本設計時、実施設計時とも)

調査職員が指示する内容について、設計説明書(各種技術資料とも)としてとりまとめる。

◎計画通知(建築基準関係規定(みなし規定を含む。)等に係る法令・条例に関する許認可等を含む。)に係る関係機関との打合せ、申請図書及び書類の作成、指摘事項への対応(質疑応答、書類の修正等)等に係る業務

◎工事費概算書等の作成(基本設計、実施設計時共)

「官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン(平成27年改定)」及び「概算工事費算出に当たっての留意事項(平成26年改定)」に基づき、基本設計に関しては概算工事費算出標準様式を用いて工事費概算書を作成し、実施設計に関しては公共建築工事内訳書標準様式等を用いて工事費内訳書(各工事)を作成し、提出する。

(2) 追加業務の内容及び範囲

◎建築積算業務 積算数量算出書(積算数量調書含む)の作成、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成

◎電気設備積算業務 積算数量算出書(積算数量調書含む)の作成、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成

◎機械設備積算業務 積算数量算出書(積算数量調書含む)の作成、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成

◎透視図作成(基本設計完了時)[種類(彩色)判の大きさ(A3)、枚数(3枚)  
額の有無(有)、材質(アルミ枠)及び電子データ]

◎透視図作成(実施設計完了時)[種類(彩色)判の大きさ(A3)、枚数(3枚)  
額の有無(有)、材質(アルミ枠)及び電子データ]

(注)作成方法はCAD又はCGを基本とし、これらによらない場合は別途協議するものとする。

・透視図の写真撮影[カット枚数(1枚)判の大きさ(24×36以上)及び白黒・カラーの別(カラー)]

・ボリューム検討用模型製作[景観検討用(縮尺:1/500)、ファサード検討用(縮尺:1/200)、主要材料(スチレン等)(提出不要)]

・完成型模型製作[縮尺(1/300)、主要材料(アクリル板等)、ケースの有無(有)及び材質(アクリル板等)]

・模型の写真撮影[カット枚数(4枚)、判の大きさ(サービスサイズ)及び白黒・カラーの別(カラー)]

◎計画通知手続業務

◎構造計算適合性判定に関する手続業務(手数料の納付は含まない。)

◎建築基準法第43条第2項第2号許可申請に関する手続業務

◎都市計画法第29条に関する事前協議に関する手続業務

◎広島県建築基準法施行条例第13条認定申請に関する手続業務

- ◎中高層建築物の届出書の作成及び申請手続業務（標識看板の作成及び設置、設置報告書等の届出）
  - ・防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続業務
- ◎C A S B E E 広島による評価に係る業務
  - ・リサイクル計画書の作成
- ◎概略工事工程表及び施工ステップ図の作成（基本設計時、実施設計時共）
 

工期の検討に当たっては 4 週 8 休の取得が十分に実施できる工期設定をすること。また、建築工事適正工期算定プログラム（一般社団法人日本建設連合会）等を参考活用し、適切に工期を設定すること。

  - ・営繕事業広報ポスターの作成
  - ・災害応急対策活動に必要な施設その他特別な性能、機能、設備等を有する官庁施設の設計等における特別な検討及び資料の作成（建築非構造部材の耐震安全性に関する特別な検討、特殊な設備機器を有する室の設計に係る特別な検討等）
- ◎Z E B 化への調査、分析、検討等
  - ①ZEB（ready、nearly を含む）導入に係る省エネルギー計画比較検討書の作成
 

比較、検討方法については必ず調査職員と事前協議を行うこと。
  - ②ZEBReady 実現に関する資料作成（基本設計時）
  - ③省エネルギー関係計算書の作成
  - ④ZEB に関する工事の設計内容等の説明書作成
 

工事及び工事監理業務の受注者等に対して、設計者として設計内容、注意事項、変更時の対応等についてを伝達するために必要となる資料等を計画書としてとりまとめる。また、工事監理における追加的な業務の内容についても取りまとめる。
- ◎建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。）第 13 条第 2 項に規定する手続業務（手数料の納付は含まない）
  - ・建築物省エネ法第 20 条第 2 項に規定する手続き業務
  - ・建築物の利用に関する説明書の作成
- ◎住民説明等に必要な資料の作成及び住民説明会等への参加（法令等に基づくものを除く。）
- ◎日影図の作成
- ◎広島市景観条例に基づく通知書の作成及び申請手続業務（事前協議を含む。）
- ◎広島市都市デザインアドバイザー会議への出席、計画の説明及びこれに係る資料作成業務
- ◎広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例に規定する緑化計画書の作成及び申請手続業務（事前協議を含む。）
- ◎建築物における駐車施設の附置等に関する条例に規定する手続業務
- ◎広島市公共施設福祉環境整備要綱に規定する届出の作成及び申請手続業務（事前協議を含む。）
- ◎広島市雨水流出抑制に関する指導要綱に規定する手続業務
- ◎地質調査
 

構造検討に必要な地盤構造及び地耐力を知るため、ボーリング調査を行う。  
仕様については、別添「地質調査業務委託仕様書・特記仕様書」を基本とし、調査内容等の詳細は調査職員と協議を行うこと。  
（遵守事項等）  
調査箇所に仮囲いを設置するなど、現場作業中の安全確保に留意すること。
- ◎既存建築物（解体予定部分除く）の液状化対策検討
- ◎進入路整備に伴う外構設計業務
- ◎進入路整備に伴う支障物の撤去及び移転先の設計業務

- ◎ 進入路整備に伴う公園及び道路に係る事前協議並びに申請図書及び書類の作成、指摘事項への対応（質疑応答、書類の修正等）等に係る業務
    - ・総合的な環境保全性に関する検討・評価資料の作成
  - ◎ 設計内容の意図伝達計画書
 

工事監理業務の受注者等に対して、設計者として設計意図を伝達するために必要となる以下の内容に該当する施工図等を計画書としてとりまとめる。

    - ア 設計図書では、特定の資機材メーカー等の指定にならないように仕様や性能を明記されているため、工事受注者等が資機材メーカー等を決定した後に、納まり等の設計内容を確認する必要がある施工図等。
    - イ 意匠・構造等、設計上重要な内容で、施工の詳細が定まらなければ、設計意図の伝達を確認することができないような設計内容に関する施工図等。
    - ウ 調査職員が必要と判断し、指示した施工図等。
  - ・石綿含有建材使用の有無に関する事前調査
 

今回の設計に基づく改修又は取壊し工事において、吹付けアスベスト、アスベスト含有建材等がある場合には、調査職員と協議を行い、その指示により、サンプル採取、分析を行い報告書を作成する。分析調査は、JIS A 1481-1（定性分析法）により実施することとし、含有が確認された場合は、調査職員と協議し、JIS A 1481-3 又は JIS A 1481-4（定量分析法）を実施すること。
  - ◎ 増築等における既存部分の法令等への適合に係る検討
    - ・実験設備に係る検討
    - ・内部雷保護設備に係る検討
  - ◎ 構内情報通信網設備に係る検討
    - ・音声誘導設備に係る検討
  - ◎ 排水処理設備に係る検討
  - ◎ 雨水・排水再利用設備に係る検討
    - ・蓄熱システムに係る検討
    - ・雪冷房設備に係る検討
  - ◎ 現地調査（建築、電気、機械）
  - ◎ 主管課及び施設管理者等との協議
  - ◎ 太陽光発電システムに係る検討
  - ◎ 計画敷地及び進入路である東千田公園園路の一部は土壤汚染対策法で定める形質変更時要届出区域に指定されており、別途業務である土壤汚染対策検討業務の受注者と協議の上、土壤汚染対策方法について計画すること。
  - ◎ 耐震改修計画立案業務及び改修設計業務
 

耐震診断調査結果に基づき、建築物が目標とする耐震性能及び耐震安全性が確保されるように構造体の補強などについて検討し、経済性、施工性及び機能性等を考慮の上、最も効果的な耐震改修計画の立案及び耐震改修設計を行い、その結果に対して一般社団法人広島県建築事務所協会内の建築物耐震診断等評価委員会等の評価を受けること。評価の申込等に係る費用は受注者の負担とする。
  - ◎ 別途業務である躯体劣化調査業務及び外壁タイル調査業務の受注者と協議の上、計画すること。
  - ◎ 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合わせ
  - ◎ 既存図面の確認及び現地調査
  - ◎ 発注者と協議の上、施設使用料の算出に係る資料作成に協力すること。
  - ◎ 解体工事実施設計及び積算業務（9 注意事項参照）
- （注） 構造計算適合性判定手数料及び建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料は発注者が負担する。そのため受注者は手数料の支払いを行わず、広島市長宛での納付書の交付を受け、調査職員へ提出すること。
- ただし、計画変更等による再申請の場合には、別途協議するものとする。

## 6 業務の実施

### (1) 一般事項

- ア 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。
- イ 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等によって行う。  
特に I-4-(3)-ア 工事費(概算金額)を参考に経済設計となるよう十分に配慮すること。
- ウ 積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。
- エ 調査員の指示により、「設計説明書」に記入の上、調査職員に提出する。
- オ 設計に当たっては、工事現場の生産性向上(省人化や工事日数短縮)に配慮する。

### (2) 関連する別契約業務との調整

受注者は関連する別契約業務がある場合は、設計内容の調整及び確認を行うとともに、相互の業務に必要な図面又は資料(CADデータ等の電子データを含む)を、必要な時期に別契約業務の受注者に提供する。

### (3) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、調査職員に提出する。

- ア 業務着手時
- イ 調査職員又は管理技術者が必要と認めた時
- ウ その他( \_\_\_\_\_ )

### (4) 適用基準等

特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものの設計時点における最新版とする。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

なお、貸与品及び市販されているもの以外は国土交通省ホームページ又は広島市ホームページに掲載されている。

#### ア 共通

- 官庁施設の基本的性能基準
- 官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン
  - ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- 官庁施設の総合耐震診断・改修基準
  - ・木造計画・設計基準
  - ・木造計画・設計基準の資料
- 官庁施設の環境保全性基準
- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- 建築設計基準
- 公共建築工事積算基準
- 公共建築工事共通費積算基準
- 公共建築工事標準単価積算基準
- 公共建築工事積算基準等資料
- 営繕工事積算チェックマニュアル
  - ・官庁営繕事業における BIM モデルの作成及び利用に関するガイドライン
  - ・BIM 適用事業における成果品作成の手引き(案)
  - ・公共住宅建設工事共通仕様書
  - ・部品及び機器の品質・性能基準(公共住宅建設工事共通仕様書別冊)
- 建築物解体工事共通仕様書
- 広島市公共施設福祉環境整備要綱の手引き(広島市健康福祉局) ○貸与可
- 排水設備の手引き(広島市下水道局)
- 広島市雨水流出抑制に関する指導要綱 ○貸与可
- 広島市雨水流出抑制に関する指導要領 ○貸与可
- 広島市雨水流出抑制技術マニュアル ○貸与可

- 災害に強いまちづくりプラン  
(広島市有建築物の耐震性向上対策ガイドライン)(広島市都市整備局) ○貸与可
- 広島市電子納品の手引 (広島市都市整備局)
- 市有建築物省エネ仕様 (広島市都市整備局)
- イ 建築
  - 建築工事設計図書作成基準
  - 敷地調査共通仕様書
  - 公共建築工事標準仕様書 (建築工事編)
  - 公共建築改修工事標準仕様書 (建築工事編)
  - 公共建築木造工事標準仕様書
  - 建築設計基準
  - 建築構造設計基準
  - 建築鉄骨設計基準
  - 建築工事標準詳細図
  - 擁壁設計標準図
  - 構内舗装・排水設計基準
  - 各構造計算基準 (日本建築学会)
  - 外壁調査及び報告書作成要領 (広島市都市整備局) ○貸与可
- ウ 建築積算
  - 公共建築数量積算基準
  - 公共建築工事内訳書標準書式
  - 建築工事内訳書作成要領 (建築工事編)
  - 公共建築見積標準書式集 (建築工事編)
  - 公共建築改修工事の積算マニュアル
  - 建築工事積算マニュアル (広島市) ○貸与可
- エ 設備
  - 建築設備計画基準
  - 建築設備設計基準
  - 建築設備工事設計図書作成基準
  - 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編)
  - 公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編)
  - 公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編)
  - 公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編)
  - 公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編)
  - 公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工事編)
  - 雨水利用・排水再利用設備計画基準
  - 建築設備耐震設計・施工指針 ((一財) 日本建築センター) (市販)
  - 建築設備設計計算書作成の手引 ((一社) 公共建築協会) (市販)
  - 空気調和システムのライフサイクルエネルギーマネジメントガイドライン
  - 業務用ガス機器の設置基準及び実務指針 (経済産業省)
  - ガス機器の設置基準及び実務指針 (経済産業省)
  - 電気設備工事標準図 (広島市都市整備局) ○貸与可
  - 機械設備工事機材標準図 (広島市都市整備局) ○貸与可
  - 給水装置等の設計施工事務取扱要綱 (広島市水道局)
- オ 設備積算
  - 公共建築設備数量積算基準
  - 公共建築設備工事内訳書標準書式
  - 公共建築工事見積標準書式 (設備工事編)
  - 建築工事内訳書作成要領 (設備工事編)

(20-04)

- ⊙機械設備工事積算マニュアル (広島市)
- ⊙電気設備工事積算マニュアル (広島市)

- ⊙貸与可
- ⊙貸与可

## (5) 資料の貸与及び返却

貸与資料	摘要
適用基準等のうち、・貸与可に○印の付いたもの	
○営繕積算システム単価（金なし）・名称データ	○貸与可
○特記仕様書（広島市最新版）	○貸与可
○既存図面データ（付近見取り図・配置図、各階平面図、立面図、断面図、各階建具配置図、建具表、仕上リスト、各階伏図、軸組図、柱リスト、大梁壁リスト）	○貸与可
○敷地測量図	○貸与可
○平和に関する「知の拠点」の整備に係る基本計画（令和6年3月）	○貸与可
○広島大学旧理学部1号館の保存・活用に係る技術検討業務報告書（耐震診断報告書含）（令和5年7月）	○貸与可
○広島大学旧理学部1号館土壌汚染状況調査報告書（令和3年3月）	○貸与可
○東千田公園の敷地の一部土壌汚染状況調査報告書（令和3年3月）	○貸与可
○広島大学旧理学部1号館アスベスト調査業務分析結果報告書（平成26年12月）	○貸与可
○広島大学旧理学部1号館劣化状況調査報告書（平成26年3月）	○貸与可
○広島大学旧理学部1号館耐震診断報告書（平成25年3月）	○貸与可
○中性化及び鉄筋腐食に関する報告書（平成20年5月）	○貸与可
○広島大学旧理学部1号館耐震診断報告書（平成19年8月）	○貸与可
○広島大学旧理学部1号館建物診断調査報告書（平成7年3月）	○貸与可

## (6) 提出書類

※業務実績情報の登録の要否

・要

受注者は、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録する。

なお、登録に先立ち、登録内容について、調査職員の承諾を受ける。また、業務完了検査時には、登録されることを証明する資料として、「業務カルテ仮登録（調査職員の押印済み）」を検査職員に提出し確認を受け、業務完了後に速やかに登録を行う。

○不要

## (7) 設計VE

○本業務は設計VE対象業務とする。

施設の機能向上及びコスト縮減により最適な価値を確保するため設計VEを実施する。

なお、VE審査用の説明資料等の提出期日については、調査職員が指示するため、これを厳守すること。また、このVE審査の結果については、基本設計に十分反映するものとする。

## (8) 電子納品（基本設計業務は対象外とする。）

○本業務は、電子納品対象業務とする。

ア 電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の成果品を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「広島市電子納品の手引」（以下「要領等」という。）に基づいて作成したものを指す。

イ 業務の着手前に必ず調査職員と電子納品について事前協議を行うこと。

ウ 電子納品の対象書類等は事前協議で決定する。

エ 成果品は、「要領等」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-Rを原則とする）で2部提出する。

オ 電子媒体提出の際には、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策ソフトによるチェックを実施した上で提出すること。

カ 成果品として提出された電子データは、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図及び当該施設の完成図などの作成に使用する等、広島市委託契約約款（建築設計業務用）の規定の範囲内で利用することがある。

### (9) 新技術・新工法

○本業務は、新技術・新工法の検討対象業務とする。

#### ア 基本設計時

本業務の実施に当たっては、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、新技術・新工法の採用について検討を行うこと。

採用に係る評価基準は、調査職員から別途指示を受けること。

#### イ 実施設計時（基本設計で検討している場合）

本業務の実施に当たっては、基本設計で提案された新技術・新工法について、照査、現場での適合性及び活用効果の再確認を行うこと。

当該技術・工法について、構造計算等による安全の確認が必要な場合は、適切に行うこと。

基本設計で提案された新技術・新工法が、不適切と判断された場合は、改めて新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、新技術・新工法と従来工法の比較検討を行うこと。

採用に係る評価基準は、調査職員から別途指示を受けること。

#### ~~ウ 実施設計時（基本設計がない場合又は基本設計で検討していない場合）~~

~~本業務の実施に当たっては、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、新技術・新工法の採用について検討を行うこと。~~

~~採用に係る評価基準は、調査職員から別途指示を受けること。＝~~

### (10) 市有建築物省エネ仕様

○本業務は、市有建築物省エネ仕様（令和4年4月改定）の検討対象業務とする。

#### ア 基本設計時

省エネ導入項目について、概算費用、省エネ効果等による採用の検討を行い、導入項目を決定すること。数値は以下 a、b とする。

(7) 「広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例」における緑化率の適用

(4) 建築物エネルギー消費性能基準 BEI 値 $\leq$ 0.8。(ZEB 化しない場合)

#### イ 実施設計時（基本設計で検討している場合）

基本設計で提案された省エネ導入項目について、概算費用、省エネ効果等の再確認を行うこと。

#### ~~ウ 実施設計時（基本設計がない場合）~~

~~省エネ導入項目について、概算費用、省エネ効果等による採用の検討を行うこと。~~

~~また、CASBEE 広島を利用した検討を行うこと。~~

~~採用に係る基準等は、調査職員から別途指示を受けること。~~

### (11) 業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載する。

なお、以下ア～オにおいては、各技術者を配置する場合等に記載することとし、プロポーザル方式又は総合評価落札方式による手続を経て業務を受注した場合及び管理技術者通知書等に記載があり、その内容に変更がなければ省略できる。

ア 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格

イ 各主任担当技術者（管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担うものをいう。）の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格

ウ 担当技術者の分担業務分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格

エ 受任（下請負）事務所（受任者（下請負者）のうち、分担業務分野の担当技術者が所属する事務所をいう。以下同じ。）の名称、代表者名、所在地、分担業務分野、委任（下請負）の理由及び具体的内容

ただし、主たる分担業務分野（電気設備及び機械設備業務を除く。）を再委託しないこと。

オ 追加する分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び主任担当技術者又は担当技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格

カ 業務工程表

キ 業務実施体制

ク その他、調査職員が必要に応じて指定する事項

（注）プロポーザル方式により業務を受注した場合の業務履行

受注者は、プロポーザル方式により設計業務を受注した場合には、技術提案書により提案された業務実施体制により当該業務を履行する。



カ 資 料			
◎ 既存建物法的整理表	一 式	4 部	
◎ 概略工事工程表	一 式	4 部	
・ 簡易測量図			
◎ 基本設計説明書	一 式	4 部	
◎ ZEB化導入検討結果説明書	一 式	4 部	
◎ ZEBReady実現に関する資料作成	一 式	4 部	
・ アスベスト成形板等調査表			
・ アスベスト分析結果報告書			
◎ 現地写真	一 式	4 部	
◎ 各種技術資料	一 式	4 部	
◎ 各記録書	一 式	4 部	
◎ 新技術・新工法導入検討結果説明書	一 式	4 部	
◎ 市有建築物省エネ仕様 設計時チェックシート	一 式	4 部	
◎ 広島市公共福祉環境整備協議書	各 2 部	2 部	
◎ 太陽光発電システムに係る検討書	一 式	2 部	
◎ 緑化計画書	一 式		
◎ 照査報告書	一 式		
◎ CADデータ	一 式		

- (注) 1. 建築（構造）の成果物は、建築（総合）基本設計の成果物の中にも含めることもできる。  
（構造計算書は合本不可とする。）
2. 電気設備及び機械設備の成果物は、建築（総合）基本設計の成果物の中にも含めることもできる。
3. 建築（総合）設計図は、適宜、追加してもよい。
4. 見積りは製造業者又は専門工事業者（3社以上）から徴収すること。
5. 成果物のとりまとめ方法は、調査職員の指示による。



ウ 建築積算 ○ 建築工事積算数量算出書 ○ 建築工事積算数量調書 ○ 建築工事積算単価算出書 (見積りを徴収する場合は3社以上、及び見積り一覧表並びに見積り検討資料) ○ 営繕工事積算チェックマニュアル(確認修正履歴記録書類、チェックリスト、チェックシート共)	各1部 各1部 各1部  各1部		
--	------------------------------	--	--







2. 積算数量調書、単価資料等の作成は、営繕積算システムR I B C 2 ((一財)建築コスト管理システム研究所)「内訳書数量入力システム LITE」又は「内訳書作成システム」による。
3. 見積り検討資料のデータは営繕積算システムR I B C 2に取り込めるようにすること。
4. 設計図は、適宜、追加してもよい。
5. 成果物のとりまとめ方法は、調査職員の指示による。
- ~~6. BIMモデルを成果品として提出する場合は、BIM適用事業における成果品作成の手引き(案)(平成30年版)による。~~
7. 見積りは製造業者又は専門工事業者(3社以上)から見積もること。

### (3) 設計原図の作成等

#### ア 作成

- |               |         |      |      |
|---------------|---------|------|------|
| (7) 設計原図の作成形式 | ○Jw-cad |      |      |
| (4) 設計原図の大きさ  | ・A1判    | ○A2判 | ・A3判 |

#### イ 提出

- |              |             |      |      |
|--------------|-------------|------|------|
| (7) 設計原図の材質  | ・トレーシングペーパー | ○上質紙 |      |
| (4) 設計原図の大きさ | ・A1判        | ・A2判 | ○A3判 |
| (8) 提出部数     | ○原図1部       |      |      |

(注) 電子納品の際は、【.jww】及びA3サイズのPDFデータ(解像度300~400dpi程度)で提出する。容量は、1ファイルあたり10MB以内とする。10MBを超える場合は、提出方法を調査職員と協議すること。

## 8 積算根拠(基準・単価)

- (1) 本業務の積算は、「官庁施設の設計業務等積算基準」及び「官庁施設の設計業務等積算要領」(いずれも国土交通省大臣官房官庁営繕部)に準拠している。
- (2) 令和6年3月の単価により委託費を算出している。

## 9 注意事項

- (1) 計画建物の基本設計の段階から、新築工事時の仮設計画はもとより、維持保全・改修工事時の施工計画を見据えた検討を行うこと。
- (2) 工事費概算・建築工事積算単価算出については、建築コスト情報・建築施工単価及び建設物価・積算資料の設計月の刊行物の平均額を採用し、見積による場合は、3社以上の見積を徴集し比較表作成して、最低見積額を採用すること。なお、見積依頼先については見積依頼先名簿を作成し、提出すること。
- (3) 実施設計業務の成果物としての設計図書、積算書を以下の期日(閉庁日の場合は前日)までに提出し、調査職員の確認を受けること。

#### 【建築】

設計図書：委託期間末日の90日前

積算書：委託期間末日の30日前

#### 【電気(昇降機含む。)設備、機械設備】

設計図書：委託期間末日の60日前

積算書：委託期間末日の30日前

- (4) 委託期間は、業務の完了を確認する検査期間の10日間を含むものとする。

## 10 特記事項

- (1) 広島市委託契約約款(建設コンサルタント業務等)(以下、「約款」という。)の損害賠償に対しては「賠償責任保険」制度を活用するよう努めること。
- (2) 現場調査等の実施に当たり、日程等を事前に調査職員と協議し支障のないよう行うこと。

## 11 遵守事項

- (1) 受注者は、建築基準法その他関係法令を遵守して業務を遂行しなければならない。
- (2) 受注者は、業務遂行上、内容等に疑義が生じた場合は、速やかに質疑書を提出し、指示を受けなければならない。
- (3) 受注者は、調査職員及びその他関係者に対して綿密な連絡を取り、業務の円滑な進捗を期さなければならない。
- (4) 受注者は、打ち合わせ事項を、業務打ち合わせ記録簿に記録し、その都度提出しなければならない。